

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略) 2～5 (略) 6 この法律において「優先株式等」とは、優先株式（その発行の時に において議決権を行使することができる事項のない株式であつて、 利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものを いう。以下同じ。）<u>、劣後特約付社債（元利金の支払について劣後 的内容を有する特約が付された社債であつて、銀行等又は銀行持株 会社等の自己資本の充実に資するものとして政令で定める社債に該 当するものをいう。以下同じ。）又は優先出資（協同組織金融機関 の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第七十七条の四 第一項において「優先出資法」という。）に規定する優先出資をい う。以下同じ。）をいう。</u> 7～13 (略) (資料の提出の請求等) 第三十七条 機構は、その業務を行うため必要があるときは、金融機 関又は銀行持株会社等（第三十四条第三号、第六号又は第七号に掲 げる業務に係る銀行持株会社等に限る。）に対し、資料の提出を求 めることができる。</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2～5 (略) 6 この法律において「優先株式等」とは、優先株式（その発行の時 において議決権を行使することができる事項のない株式であつて、 利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものを いう。以下同じ。）<u>、劣後特約付社債（元利金の支払について劣後 的内容を有する特約が付された社債であつて、銀行等又は銀行持株 会社等の自己資本の充実に資するものとして政令で定める社債に該 当するものをいう。以下同じ。）その他これらに準ずるものとして 政令で定めるものをいう。</u> 7～13 (略) (資料の提出の請求等) 第三十七条 機構は、その業務を行うため必要があるときは、金融機 関に対し、資料の提出を求めることができる。</p>

<p>2 前項の規定により資料の提出を求められた金融機関又は銀行持株会社等は、遅滞なく、これを提出しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(優先株式等の引受け等に係る資金援助)</p> <p>第六十四条の二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第五十九条第一項の規定による申込みが合併等(同条第二項第二号に掲げるものに限る。)を援助するための優先株式等の引受け等に係るものである場合において、機構が前条第一項の決定をしたときは、第一項の規定により提出された計画は、当該合併等の後においては、当該合併等により設立された金融機関が提出したものとみなして、この条の規定を適用する。</p> <p>5 機構は、取得優先株式等(機構が前条第一項の決定に基づいてした優先株式等の引受け等により取得した優先株式等(当該優先株式等が優先株式である場合にあつては当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該優先株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含み、当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあつては当該劣後特約付社債に新株予約権が付せられている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含み、当該優先株式等が優先出資である場合にあつては当該優先出資について分</p>	<p>2 前項の規定により資料の提出を求められた金融機関は、遅滞なく、これを提出しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(優先株式等の引受け等に係る資金援助)</p> <p>第六十四条の二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4 機構は、前条第一項の決定に基づいてした優先株式等の引受け等により取得した優先株式等(当該優先株式等が優先株式又は劣後特約付社債である場合の当該取得後においては、当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該優先株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式並びに当該劣後特約付社債に新株予約権が付せられている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含む。以下この項において「取得優先株式等」という。)又は同条第一項の決定に基づいてした優先株式等の引受け等により取</p>
---	---

<p>割された優先出資を含む。）、機構が同項の決定により優先株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等が行つ株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の完全親会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。以下同じ。）となつた会社から機構が割当てを受けた優先株式（当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該優先株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。）その他の政令で定める株式等をいう。以下第六十九条までにおいて同じ。）又は取得貸付債権（機構が前条第一項の決定に基づいてした優先株式等の引受け等により取得した貸付債権をいう。以下第六十八条の三までにおいて同じ。）の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けるまでの間、救済金融機関（当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関を含む。以下第六十八条の三までにおいて同じ。）又は救済銀行持株会社等であつて、機構が現に保有する当該取得優先株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるものに対し、第一項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。</p> <p>（資金援助に係る株式交換等の承認）</p> <p>第六十八条の二 第六十四条第一項の決定に基づいて機構が優先株式等の引受け等を行った救済金融機関又は救済銀行持株会社等（この</p>	<p>得した貸付債権（以下この項において「取得貸付債権」という。）の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けるまでの間、当該取得優先株式等又は取得貸付債権に係る救済金融機関又は救済銀行持株会社等に対し、第一項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。</p> <p>（新設）</p>
---	--

項の承認を受けた場合における次項に規定する会社及び次条第一項の承認を受けた場合における同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。次条において同じ。）であつて、機構が現に保有する取得優先株式等である株式の発行者であるもの（以下この条において「発行救済金融機関等」という。）は、株式交換（当該発行救済金融機関等が完全子会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。第八八条の二第一項において同じ。）となるものに限る。）又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けなければならない。

2| 機構は、株式交換等により当該発行救済金融機関等の完全親会社となる会社が金融機関又は銀行持株会社等（新たに設立されるものを含み、銀行持株会社等にあつては、第二条第五項第一号又は第三号に掲げるものに限る。）であることその他の内閣総理大臣及び財務大臣が定めて公表する基準に適合するものである場合に限り、前項の承認をするものとする。

3| 機構は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けなければならない。

4| 発行救済金融機関等が第一項の承認を受けて株式交換等を行つたときは、当該株式交換等により当該発行救済金融機関等の完全親会社となつた会社は、機構に対し、財務内容の健全性の確保等のための方策として政令で定める方策を定めた計画を提出しなければならない。

5| 第六十四条の二第五項の規定は、機構が前項の規定により提出を受けた計画について準用する。この場合において、同条第五項中「救済金融機関（当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関を含む。以下第六十八条の三までにおいて同じ。）又は救済銀行持株会社等」とあるのは「第六十八条の二第四項の規定により計画を提出した会社」と、「又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者」とあるのは「に係る発行者」と読み替えるものとする。⁹

（資金援助に係る組織再編成の承認）

第六十八条の三 第六十四条第一項の決定に基づいて機構が優先株式等の引受け等を行った救済金融機関又は救済銀行持株会社等であつて、機構が現に保有する取得優先株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの（以下この条において「資金援助対象金融機関等」という。）は、組織再編成（合併、会社の分割又は営業の全部若しくは一部の譲渡であつて、当該合併、会社の分割又は営業の譲渡の後において取得優先株式等の発行者又は取得貸付債権に係る債務者となる法人が当該資金援助対象金融機関等以外の法人）新たに設立されるものを含む。）であるものをいう。以下この条において同じ。（を行おうとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けなければならない。）

2| 機構は、前項に規定する資金援助対象金融機関等以外の法人が金融機関又は銀行持株会社等（第二条第五項第一号及び第三号に掲げ

（新設）

るものに限る。()であることその他の内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣が定めて公表する基準に適合するものである場合に限り、前項の承認をするものとする。

3| 機構は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣(当該資金援助対象金融機関等が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあっては、内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣)の承認を受けなければならない。

4| 資金援助対象金融機関等が第一項の承認を受けて組織再編成を行った場合において、当該組織再編成に係る承継金融機関等(同項に規定する資金援助対象金融機関等以外の法人をいう。)があるときは、当該承継金融機関等は、機構に対し、財務内容の健全性の確保等のための方策として政令で定める方策を定めた計画を提出しなければならない。

5| 第六十四条の二第五項の規定は、機構が前項の規定により提出を受けた計画について準用する。この場合において、同条第五項中「救済金融機関(当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関を含む。以下第六十八条の三までにおいて同じ。)又は救済銀行持株会社等」とあるのは、「第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関等」と読み替えるものとする。

(追加的資金援助)

第六十九条 (略)

2・3 (略)

(追加的資金援助)

第六十九条 (略)

2・3 (略)

4 第五十九条第六項及び第七項、第六十四条並びに第六十四条の二の規定は第一項又は第二項の規定による申込みについて、第五十九条の二の規定は資金援助に係る合併等を行った救済金融機関について、第六十七条及び第六十八条の規定は追加的資金援助について、前二条の規定は機構が追加的資金援助（優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を行った救済金融機関、救済銀行持株会社等又は資金援助に係る合併により設立された金融機関（機構が優先株式等の引受け等に係る資金援助を行い、かつ、現に当該資金援助に係る取得優先株式等を保有しているものを除くものとし、この項において準用する第六十八条の二第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第二項に規定する会社及びこの項において準用する前条第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、第六十四条第二項中「及び当該資金援助に係る破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる」とあるのは「及び当該資金援助に係る破綻金融機関につき当該議決前に行われた委員会の議決に係る資金援助に要すると見込まれた費用並びに当該破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれた」と、第六十八条中「その行おうとする適格性の認定等に係る合併等のために機構による資金援助」とあるのは「追加的資金援助」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第五十九条第六項及び第七項、第六十四条並びに第六十四条の二の規定は第一項又は第二項の規定による申込みについて、第五十九条の二の規定は資金援助に係る合併等を行った救済金融機関について、第六十七条及び第六十八条の規定は追加的資金援助について、それぞれ準用する。この場合において、第六十四条第二項中「及び当該資金援助に係る破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる」とあるのは「及び当該資金援助に係る破綻金融機関につき当該議決前に行われた委員会の議決に係る資金援助に要すると見込まれた費用並びに当該破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれた」と、第六十八条中「その行おうとする適格性の認定等に係る合併等のために機構による資金援助」とあるのは「追加的資金援助」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(再承継金融機関等に対する資金援助)

第百一条 (略)

2~6 (略)

7 第六十二条第二項及び第四項から第六項までの規定は前項のあつせんについて、第六十四条(第二項を除く。)及び第六十四条の二の規定は第一項の規定による申込みについて、第六十五条及び第六十六条の規定は第五項において準用する第六十一条第一項の認定又は前項のあつせんを受けた金融機関又は銀行持株会社等について、第六十七条の規定は再承継金融機関について、第六十八条の規定は再承継のための機構による資金援助について、第六十八条の二及び第六十八条の三の規定は当該資金援助(優先株式等の引受け等に係るものに限る。)を受けた再承継金融機関(当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関を含む。)又は再承継銀行持株会社等(この項において準用する第六十八条の二第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第二項に規定する会社及びこの項において準用する第六十八条の三第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。)について、それぞれ準用する。この場合において、第六十二条第二項中「第五十九条第一項又は第五十九条の二第一項」とあるのは「第百一条第一項」と、同条第四項中「第四項から第七項まで」とあるのは「第四項、第六項及び第七項」と、同条第五項中「破綻金融機関又は破綻金融機関となる蓋然性が高いと認められる金融機関」とあるのは「承継銀行」と、第六十四

(再承継金融機関等に対する資金援助)

第百一条 (略)

2~6 (略)

7 第六十二条第二項及び第四項から第六項までの規定は前項のあつせんについて、第六十四条(第二項を除く。)及び第六十四条の二の規定は第一項の規定による申込みについて、第六十五条及び第六十六条の規定は第五項において準用する第六十一条第一項の認定又は前項のあつせんを受けた金融機関又は銀行持株会社等について、第六十七条の規定は再承継金融機関について、第六十八条の規定は再承継のための機構による資金援助について、それぞれ準用する。この場合において、第六十二条第二項中「第五十九条第一項又は第五十九条の二第一項」とあるのは「第百一条第一項」と、同条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「第百一条第六項」と、同条第四項中「第四項から第七項まで」とあるのは「第四項、第六項及び第七項」と、同条第五項中「破綻金融機関又は破綻金融機関となる蓋然性が高いと認められる金融機関」とあるのは「承継銀行」と、第六十四条第三項及び第五項中「合併等」とあるのは「再承継」と、第六十四条の二第一項、第二項及び第四項中「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継銀行持株会社等」と、同条第二項、第六十五条及び第六十八条中「合併等」とあるのは「再承継」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

条第三項及び第五項中「合併等」とあるのは「再承継」と、第六十条の二第一項及び第二項中「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継銀行持株会社等」と、同項中「合併等」とあるのは「再承継」と、同条第四項中「合併等（同条第二項第二号）」とあるのは「再承継（第一一条第二項第二号）」と、「当該合併等」とあるのは「当該再承継」と、同条第五項中「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継銀行持株会社等」と、第六十五条及び第六十八条中「合併等」とあるのは「再承継」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（金融危機に対応するための措置の必要性の認定）

第一百一条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる金融機関について当該各号に定める措置が講ぜられなければ、我が国又は当該金融機関が業務を行つている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議（以下この章において「会議」という。）の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定（以下この章において「認定」という。）を行うことができる。

一 金融機関（次号に掲げる金融機関を除く。） 当該金融機関の自己資本の充実のために行う機構による当該金融機関に対する株式等の引受け等又は当該金融機関を子会社（銀行法第二条第

第一百一条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる金融機関について当該各号に定める措置が講ぜられなければ、我が国又は当該金融機関が業務を行つている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議（以下この章において「会議」という。）の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定（以下この章において「認定」という。）を行うことができる。

一 金融機関（次号に掲げる金融機関を除く。） 当該金融機関の自己資本の充実のために行う機構による株式等の引受け等（以下この章において「第一号措置」という。）

<p>八項に規定する子会社又は長期信用銀行法第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。以下第百八条の三までにおいて同じ。</p> <p>（とする銀行持株会社等（第二条第五項第一号又は第三号に掲げるものに限る。以下第百八条の三までにおいて同じ。）が発行する株式の引受け（以下この章において「第一号措置」という。））</p> <p>二・三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 内閣総理大臣は、第一号措置に係る認定を行うときは、当該認定に係る金融機関又は当該金融機関を子会社とする銀行持株会社等が第百五条第一項又は第二項の申込みを行うことができる期限を定めなければならない。</p> <p>5 内閣総理大臣は、認定を行ったときは、その旨及び当該認定が第一号措置に係るものであるときは前項の規定により定めた期限を当該認定に係る金融機関、当該金融機関を子会社とする銀行持株会社等及び機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。</p> <p>6（略）</p> <p>（第一号措置に係る認定の取消し）</p> <p>第百三条 内閣総理大臣は、第一号措置に係る認定を行った後、第百五条第四項の決定がされるまでの間に、当該認定に係る金融機関が前条第一項第二号に掲げる金融機関に該当することと</p>	<p>二・三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 内閣総理大臣は、第一号措置に係る認定を行うときは、当該認定に係る金融機関が第百五条第一項の申込みを行うことができる期限を定めなければならない。</p> <p>5 内閣総理大臣は、認定を行ったときは、その旨及び当該認定が第一号措置に係るものであるときは前項の規定により定めた期限を当該認定に係る金融機関及び機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。</p> <p>6（略）</p> <p>（第一号措置に係る認定の取消し）</p> <p>第百三条 内閣総理大臣は、第一号措置に係る認定を行った後、第百五条第三項の決定がされるまでの間に、当該認定に係る金融機関が前条第一項第二号に掲げる金融機関に該当することと</p>
--	---

<p>なつたときは、会議の議を経て、当該認定を取り消すものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(自己資本の充実のための措置を定めた計画の提出等)</p> <p>第四百条 第一号措置に係る認定に係る金融機関は、当該金融機関及び当該金融機関を子会社とする銀行持株会社等が次条第一項又は第二項の申込みを行わないときは、内閣総理大臣に対し、第二百二条第四項に規定する期限内に、第一号措置以外の方法による自己資本の充実のための措置を定めた計画を提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 内閣総理大臣は、第一号措置に係る認定に係る金融機関及び当該金融機関を子会社とする銀行持株会社等が第二百二条第四項に規定する期限内に次条第一項又は第二項の申込みを行わなかつた場合において、当該金融機関が当該期限内に第一項に規定する計画を提出しなかつたときは、当該認定を取り消すものとする。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 第二百二条第二項、第五項及び第六項の規定は、前項の規定による第二号措置に係る認定について準用する。この場合において、同条第五項中「金融機関、当該金融機関を子会社とする銀行持株会社等」とあるのは、「金融機関」と読み替えるものとする。</p> <p>(株式等の引受け等の決定)</p>	<p>なつたときは、会議の議を経て、当該認定を取り消すものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(自己資本の充実のための措置を定めた計画の提出等)</p> <p>第四百条 第一号措置に係る認定に係る金融機関は、次条第一項の申込みを行わないときは、内閣総理大臣に対し、第二百二条第四項に規定する期限内に、第一号措置以外の方法による自己資本の充実のための措置を定めた計画を提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 内閣総理大臣は、第一号措置に係る認定に係る金融機関が第二百二条第四項に規定する期限内に次条第一項の申込みを行わなかつた場合において、当該金融機関が当該期限内に第一項に規定する計画を提出しなかつたときは、当該認定を取り消すものとする。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 第二百二条第二項、第五項及び第六項の規定は、前項の規定による第二号措置に係る認定について準用する。</p> <p>(株式等の引受け等の決定)</p>
---	--

第二百五条 機構は、第一号措置に係る認定が行われた場合において、当該認定に係る金融機関から第二百一条第四項の規定により定められた期限内に第一号措置（当該金融機関に対する株式等の引受け等に限る。以下この項において同じ。）に係る申込みを受けたときは、内閣総理大臣（当該金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。第三項から第六項まで、第一百七条第二項、第一百八条、第一百九条及び第一百十条第一項において同じ。）に対し、当該金融機関と連名で、当該申込みに係る第一号措置を行うかどうかの決定を求めなければならない。

2 機構は、第一号措置に係る認定が行われた場合において、当該認定に係る金融機関を子会社とする銀行持株会社等から第二百一条第四項の規定により定められた期限内に第一号措置（当該銀行持株会社等が発行する株式の引受けに限る。以下この項において同じ。）に係る申込みを受けたときは、内閣総理大臣に対し、当該銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る第一号措置を行うかどうかの決定を求めなければならない。

3 第一項の申込みを行った金融機関又は前項の申込みを行った銀行持株会社等の子会社である第一号措置に係る認定に係る金融機関（以下この章において「対象子会社」という。）は、内閣総理大臣に対し、経営の合理化のための方策、責任ある経営体制（銀行持株会社等が同項の申込みをした場合にあつては、当該銀行持株会社等の経営体制を含む。）の確立のための方策その他の政令で定める方策を定めた経営健全化計画（経営の健全化のための計画をいう。以下

第二百五条 機構は、第一号措置に係る認定が行われた場合において、当該認定に係る金融機関から第二百一条第四項の規定により定められた期限内に第一号措置に係る申込みを受けたときは、内閣総理大臣（当該金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。次項、第三項、第六項及び第七項、第一百七条第二項、第一百八条、第一百九条並びに第一百十条第一項において同じ。）に対し、当該金融機関と連名で、当該申込みに係る第一号措置を行うかどうかの決定を求めなければならない。

2 前項の申込みを行った金融機関は、内閣総理大臣に対し、経営の合理化のための方策その他の政令で定める方策を定めた経営の健全化のための計画を提出しなければならない。

（新設）

この章において同じ。）を提出しなければならない。この場合において、同項の申込みをする銀行持株会社等の対象子会社は、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

4| 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第一項又は第二項の申込みに係る第一号措置を行うべき旨の決定をするものとする。

一 機構が第一号措置により取得する株式等（当該株式等が株式である場合にあつては当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含み、当該株式等が劣後特約社債である場合にあつては当該劣後特約社債に新株予約権が付されている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれらについて分割又は併合された株式を含み、当該株式等が優先出資である場合にあつては当該優先出資について分割された優先出資を含む。）又は貸付債権の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

二 銀行持株会社等が第二項の申込みをしたときは、当該銀行持株会社等がその財産をもつて債務を完済することができない銀行持株会社等でないこと。

三 経営健全化計画の確実な履行等を通じて、当該金融機関の次に掲げる方策の実行が見込まれること。

3| 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第一項の申込みに係る第一号措置を行うべき旨の決定をするものとする。

一 第一項の申込みに係る取得株式等又は取得貸付債権の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

(新設)

二 前項に規定する経営の健全化のための計画の確実な履行等を通じて、当該金融機関の次に掲げる方策の実行が見込まれること。

<p>イ〜ハ (略)</p> <p>(削る)</p> <p>5 内閣総理大臣は、前項の決定を行うときは、財務大臣の同意を得なければならない。</p> <p>6 内閣総理大臣は、<u>第二項又は第三項の決定を行ったときは、その旨を第一項の申込みをした金融機関又は第二項の申込みをした銀行持株会社等及び機構に通知しなければならない。</u></p> <p>7 内閣総理大臣は、<u>第一項又は第二項の申込みに係る第一号措置を行わない旨の決定がされたときは、直ちに、第一項の申込みをした金融機関又は第二項の申込みをした銀行持株会社等の対象子会社</u>が受けた第一号措置に係る認定を取り消すものとする。</p> <p>8 (略)</p> <p>(資本の減少を行う場合の特例)</p>	<p>イ〜ハ (略)</p> <p>4 前項第一号に規定する「取得株式等」とは、<u>機構が第一号措置により取得した株式等(当該株式等が株式又は劣後特約付社債である場合の当該取得後においては、当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式並びに当該劣後特約付社債に新株予約権が付せられている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含む。)</u>をいう。</p> <p>5 第三項第一号に規定する「取得貸付債権」とは、<u>機構が第一号措置により取得した貸付債権をいう。</u></p> <p>6 内閣総理大臣は、第三項の決定を行うときは、財務大臣の同意を得なければならない。</p> <p>7 内閣総理大臣は、<u>第一項の決定を行ったときは、その旨を当該金融機関及び機構に通知しなければならない。</u></p> <p>8 内閣総理大臣は、<u>第一項の申込みに係る第一号措置を行わない旨の決定がされたときは、直ちに、当該申込みをした金融機関が受けた第一号措置に係る認定を取り消すものとする。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>(資本の減少を行う場合の特例)</p>
--	---

第百六条 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項の申込みがあつた場合（同条第一項の申込みがあつた場合にあつては、当該申込みが株式の引受けに係るものである場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該申込みに係る同条第四項の決定において、当該決定を受けた銀行等又は当該決定を受けた銀行持株会社等若しくはその対象子会社の資本の減少を当該株式の引受けの条件とすることができる。

2 第八十九条の規定は、前項の規定により資本の減少を当該株式の引受けの条件とする前条第四項の決定がされた場合における当該資本の減少について準用する。

3 第一項の規定により資本の減少を当該株式の引受けの条件とする前条第四項の決定がされた場合において、当該決定を受けた銀行等又は当該決定を受けた銀行持株会社等若しくはその対象子会社は、当該条件とされた資本の減少についての株主総会の決議を得たとき又は得られなかつたときは、直ちに、内閣総理大臣に、その旨を報告し、かつ、当該株主総会の議事録を提出し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項に規定する場合において、同項の条件とされた資本の減少についての株主総会の決議を得られなかつたときは、当該銀行等又は対象子会社について第一号措置に係る認定を取り消すとともに、当該銀行等又は銀行持株会社等について前条第四項の決定を取り消すものとする。

5 第百二条第五項及び第六項並びに第百四条第六項及び第八項の規

第百六条 内閣総理大臣は、前条第一項の申込みが株式の引受けに係るものである場合において、必要があると認めるときは、当該申込みに係る同条第三項の決定において、資本の減少を当該株式の引受けの条件とすることができる。

2 第八十九条の規定は、前項の規定により資本の減少を当該株式の引受けの条件とする前条第三項の決定がされた場合における当該資本の減少について準用する。

3 第一項の規定により資本の減少を当該株式の引受けの条件とする前条第三項の決定がされた場合において、当該決定を受けた銀行等は、当該条件とされた資本の減少についての株主総会の決議を得たとき又は得られなかつたときは、直ちに、内閣総理大臣に、その旨を報告し、かつ、当該株主総会の議事録を提出し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項に規定する場合において、同項の条件とされた資本の減少についての株主総会の決議を得られなかつたときは、当該銀行等について第一号措置に係る認定及び前条第三項の決定を取り消すものとする。

5 第百二条第五項及び第六項並びに第百四条第六項及び第八項の規

定は前項の規定による第一号措置に係る認定の取消しについて、同条第九項（第百二条第二項に係る部分を除く。）の規定はこの項において準用する第百四条第八項の規定による第二号措置に係る認定について、前条第六項の規定は前項の規定により同条第四項の決定を取り消したときについて、それぞれ準用する。

（機構による株式等の引受け等）

第百七条 機構は、第百五条第四項の決定がされたときは、当該決定に従い、株式等の引受け等を行うものとする。

2 （略）

3 銀行持株会社等が第百五条第二項の申込みをした場合において、機構が、同条第四項の決定に従い、当該銀行持株会社等が発行する株式の引受けを行ったときは、当該銀行持株会社等は、遅滞なく、その対象子会社に対して株式等の引受け等（当該株式等の引受け等の額が当該株式の引受けの額を下回らないものに限る。）を行わなければならない。

（会社が発行する株式の総数の増加の制限の特例）

第百七条の二 第百五条第一項又は第二項の申込みが株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。以下この条において同じ。）の引受けである場合において、内閣総理大臣が当該申込みに係る同条第四項の決定を行ったときは、当該申込みをした金融機関又は銀行持株会社等の発行済株式の総数、当該発行済株式の

定は前項の規定による第一号措置に係る認定の取消しについて、同条第九項（第百二条第二項に係る部分を除く。）の規定はこの項において準用する第百四条第八項の規定による第二号措置に係る認定について、前条第七項の規定は前項の規定により同条第三項の決定を取り消したときについて、それぞれ準用する。

（機構による株式等の引受け等）

第百七条 機構は、第百五条第三項の規定による決定がされたときは、当該決定に従い、株式等の引受け等を行うものとする。

2 （略）

（新設）

（新設）

転換の請求による発行によつて増加すべき株式の数及び既に発行された新株予約権の行使による発行によつて増加すべき株式の数に、当該引受けに係る株式の数、当該引受けに係る株式の転換の請求による発行によつて増加すべき株式の数及び当該引受けに係る劣後特約付社債に付された新株予約権の行使による発行によつて増加すべき株式の数を加えた数（以下この項において「引受後株式総数」という。）が、当該発行済株式の総数の四倍を超えるときは、当該金融機関又は当該銀行持株会社等は、商法第三百四十七条の規定にかかわらず、第二百五条第四項の決定に従つた株式又は劣後特約付社債の引受けが行われることを条件として、引受後株式総数の四倍に相当する数に達するまで当該金融機関又は当該銀行持株会社等が発行する株式の総数を増加させることができる。

2) 前項の規定に基づき金融機関又は銀行持株会社等がその発行する株式の総数を増加させる場合における当該増加による変更の登記の申請書に関する商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）（第七十九条第一項の規定の適用については、同項中「その議事録」とあるのは、「その議事録及び預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（第二百五条第四項の決定に従つた株式又は劣後特約付社債の引受けを証する書面）」とする。

（議決権制限株式の発行の特例）

第一百七条の三 商法第二百一十二条第五項及び第六項の規定の適用については、第二号措置に係る認定に係る金融機関又は当該金融機関

（新設）

を対象子会社とする銀行持株会社等が第百五条第四項の決定に従い発行する議決権制限株式（同法第二百一十二条第四項に規定する議決権制限株式をいう。以下この条において同じ。）は、ないものとみなす。

2| 前項の金融機関又は銀行持株会社等が第百五条第四項の決定に従い議決権制限株式を発行する場合には、当該議決権制限株式の発行に よる変更の登記においては、その旨をも登記しなければならない⁹。

3| 前項の場合における商業登記法第八十二条の規定の適用については、同条中「次の書類」とあるのは、「次の書類及び預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（第百五条第四項の決定に従った議決権制限株式の発行であることを証する書面）」とする。

（優先出資の発行の特例）

第百七条の四 優先出資法第三条第二項の規定の適用については、第一号措置に係る認定に係る金融機関が第百五条第四項の決定に従い発行する優先出資は、ないものとみなす。

2| 前項の金融機関が第百五条第四項の決定に従い優先出資を発行する場合には、当該優先出資の発行による変更の登記においては、政令で定めるところにより、その旨をも登記しなければならない。

（計画の公表等）

第百八条 内閣総理大臣は、第百五条第四項の決定をしたときは、同

（新設）

（計画の公表等）

第百八条 内閣総理大臣は、第百五条第三項の規定による決定をした

条第三項の規定により提出を受けた経営健全化計画を公表するものとする。ただし、信用秩序を損なうおそれのある事項、当該経営健全化計画を提出した金融機関（当該経営健全化計画を連名で提出した銀行持株会社及びその子会社等）（銀行法第五十二条の二十五）長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）に規定する子会社等である銀行等をいう。）を含む。以下この項において同じ。）の預金者等その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該金融機関の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

2 内閣総理大臣は、機構が取得株式等（機構が第一号措置により取得した株式等）（当該株式等が株式である場合にあつては当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含み、当該株式等が劣後特約付社債である場合にあつては当該劣後特約付社債に新株予約権が付されている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含み、当該株式等が優先出資である場合にあつては当該優先出資について分割された優先出資を含む。）（機構が第一号措置により株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等の株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の完全親会社となつた会社から機構が割当てを受けた株式）（当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により

ときは、同条第二項の規定により提出を受けた計画を公表するものとする。ただし、信用秩序を損なうおそれのある事項、当該計画を提出した金融機関の預金者等その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該金融機関の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

2 内閣総理大臣は、機構が取得株式等（第一百五条第四項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権（同条第五項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却償還若しくは返済を受けるまでの間、当該取得株式等又は取得貸付債権に係る金融機関に対し、同条第二項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。

発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。()その他の政令で定める株式等をいう。以下この章において同じ。()又は取得貸付債権(機構が第一号措置により取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。)()の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けるまでの間、当該第一号措置の認定に係る金融機関(第百五条第三項の規定により経営健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)()に対し、同項の規定により提出を受けた経営健全化計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。

()第一号措置に係る株式交換等の認可()

第百八条の二 第百五条第四項の規定に従い機構が株式等の引受け等

()新設()

を行った金融機関又は銀行持株会社等()この項の認可を受けた場合における次項第一号に規定する会社を含む。()であつて、機構が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの()以下この条及び次条において「発行金融機関等」という。()は、株式交換()当該発行金融機関等が完全子会社となるものに限る。()又は株式移転()以下この条において「株式交換等」という。()を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り前項の認可をするものとする。

一 株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となる会社

が銀行持株会社等（新たに設立されるものを含む。）であること⁹

二 株式交換等により機構が割当てを受ける取得株式等となる株式の種類が当該株式交換等の前において機構が保有する取得株式等である株式の種類と同一のものと認められ、かつ、当該株式交換等の後において機構が保有する取得株式等である株式に係る議決権が前号に規定する会社の総株主の議決権に占める割合が、当該株式交換等の前において機構が保有する取得株式等である株式に係る議決権が当該発行金融機関等の総株主の議決権に占める割合と比べて著しく低下する場合でないこと。

三 株式交換等により当該取得株式等である株式の処分をすることが困難になると認められる場合でないこと。

3| 発行金融機関等が第一項の認可を受けて株式交換等を行ったときは、当該発行金融機関等又はその子会社であつて、第百五条第四項の規定に従い機構が株式等の引受け等を行った金融機関又は同項の規定に従い機構が株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社（次条第四項に規定する承継子会社を含む。）であるものは、その実施している経営健全化計画（第百五条第三項の規定、この項の規定又は次条第四項において準用する同条第三項の規定により提出したものをいう。）に代えて、当該経営健全化計画に記載された方針（当該経営健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。）のほか、当該株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となつた会社における責任ある経営体制の確

立のための方策その他の政令で定める方策を記載した経営健全化計画を、当該株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となつた会社と連名で、内閣総理大臣に提出しなければならない。

4| 前条の規定は、内閣総理大臣が前項の規定により提出を受けた経営健全化計画について準用する。この場合において、同条第二項中「金融機関（第二百五条第三項の規定により）」とあるのは、「経営健全化計画を第百八条の二第三項の規定により提出した金融機関（当該」と読み替えるものとする。

（第一号措置に係る組織再編成の認可）

第百八条の三 第二百五条第四項の決定に従い機構が株式等の引受け等を行つた金融機関（この項の認可を受けた場合における次項第一号に規定する承継金融機関を含む。）であつて機構が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの（以下この条において「対象金融機関」という。）は、合併、会社の分割、会社の分割による営業の承継又は営業譲渡等（以下この条において「組織再編成」という。）を行おうとするときは、あらかじめ内閣総理大臣（当該対象金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。次項及び第百五十条第一項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2| 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の認可をするものとする。

（新設）

- 一 組織再編成の後において機構が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関であること又は当該対象金融機関が実施している経営健全化計画（第二百五条第三項又は次項の規定により提出したものをいう。）に係る営業（以下この項において「経営健全化関連業務」という。）の全部を承継する他の金融機関（新たに設立されるものを含む。）以下この条において「承継金融機関」という。）であること。
 - 二 組織再編成により当該対象金融機関（承継金融機関を含む。）の経営の健全化が阻害されないこと。
 - 三 経営健全化関連業務の承継が行われるときは、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。
 - 四 組織再編成により当該取得株式等又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けけることが困難になると認められる場合でないこと。
 - 五 その他政令で定める要件
- 3 対象金融機関が第一項の認可を受けて組織再編成を行った場合において、当該組織再編成に係る承継金融機関があるときは、当該承継金融機関は、経営の合理化のための方策、責任ある経営体制の確立のための方策その他の政令で定める方策を定めた経営健全化計画を内閣総理大臣（当該承継金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。第八項において同じ。）に提出しなければならない。
- 4 前三項の規定は、第二百五条第四項の決定に従い機構が株式の引受

けを行った銀行持株会社等の対象子会社又は同項の規定に従い機構が株式等の引受け等を行った金融機関（承継金融機関を含む。）であつて当該金融機関が行つ株式交換若しくは株式移転により対象金融機関でなくなつたもの（承継子会社）この項において準用する第二項第一号に規定する他の金融機関をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下この条において「対象子会社等」という。（）のうち、経営健全化計画（第百五条第三項の規定、前条第三項（第八項において準用する場合を含む。）の規定、この項において準用する前項の規定又は第七項の規定により提出したものをいう。）を実施しているものについて準用する。この場合において、第一項中「合併、会社の分割」とあるのは「機構が当該経営健全化計画に係る第百五条第四項の規定に従い株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けるまでの間、合併、会社の分割」と、第二項中「組織再編成の後において機構が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関であること又は当該対象金融機関が実施している経営健全化計画（第百五条第三項又は次項の規定により提出したものをいう。）に係る営業」とあるのは「当該経営健全化計画を当該対象子会社等と連名で提出した銀行持株会社等が、当該対象子会社等又は組織再編成の後において当該経営健全化計画に係る営業」と、以下この条において「承継金融機関」という。）であること」とあるのは「（）を子会社とする銀行持株会

社等であること」と、「承継金融機関を含む」とあるのは「承継子会社を含む」と、前項中「承継金融機関」とあるのは「承継子会社」と、「経営の合理化のための方策」とあるのは「第二項第一号に規定する銀行持株会社等と連名で、経営の合理化のための方策」と読み替えるものとする。

5| 対象金融機関以外の発行金融機関等（この項の認可を受けた場合における次項第一号に規定する他の銀行持株会社等又は第八項において準用する前条第一項の認可を受けた場合における第八項において準用する同条第二項第一号に規定する会社であつて、機構が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの）以下この条において「組織再編成後発行銀行持株会社等」という。（）を含む。次項において同じ。（）は、組織再編成を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

6| 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の認可をするものとする。

一 組織再編成の後において機構が保有する取得株式等である株式の発行者となる会社が当該発行金融機関等であること又は当該発行金融機関等に係る対象子会社等を子会社とする他の銀行持株会社等（新たに設立されるものを含む。）であること。

二 組織再編成により当該発行金融機関等（前号に規定する他の銀行持株会社等を含む。）による当該発行金融機関等に係る対象子会社等の経営管理が阻害されないこと。

三 組織再編成により当該取得株式等である株式の処分をすること

が困難になると認められる場合でないこと。

四 その他政令で定める要件

7| 対象金融機関以外の発行金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等が第五項の認可を受けて組織再編成を行った場合において、前項第一号に規定する他の銀行持株会社等があるときは、当該発行金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等に係る対象子会社等は、その実施している経営健全化計画（第四項に規定する経営健全化計画をいう。）に代えて、当該経営健全化計画に記載された方策（当該経営健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。）のほか、当該他の銀行持株会社等における責任ある経営体制の確立のための方策その他の政令で定める方策を記載した経営健全化計画を、当該他の銀行持株会社等と連名で、内閣総理大臣に提出しなければならない。

8| 第百八条第一項の規定は内閣総理大臣が第三項（第四項において準用する場合を含む。）又は前項の規定により提出を受けた経営健全化計画について、同条第二項の規定はこれらの経営健全化計画を提出した金融機関（これらの経営健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）について、前条の規定は承継金融機関であつて機構が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「第百五条第四項の決定に従い機構が株式等の引受け等を行った金融機関又は同項の決定に従い機構が株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社（次条第四項

に規定する承継子会社を含む。）」とあるのは「対象子会社等」と、「第二百五条第三項の規定、この項の規定又は次条第四項において準用する同条第三項の規定により提出したもの」とあるのは「第八条の三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定、同条第七項の規定又は同条第八項において準用する第八八条の二第三項の規定により提出したもの」と読み替えるものとする。

（報告又は資料の提出）

第二百三十六条 内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。次項及び次条において同じ。）は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、金融機関（代理店を含む。）又は銀行持株会社等に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該金融機関又は銀行持株会社等（以下この条及び次条において「金融機関等」という。）の子会社（当該金融機関等が銀行又は銀行持株会社（第二十条第五項第一号に規定する銀行持株会社をいう。）である場合には銀行法第二条第八項に、長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社（第二十一条第五項第三号に規定する長期信用銀行持株会社をいう。）である場合には長期信用銀行法第十三条の二第二項に、信用金庫又は信用金庫連合会である場合には信用金庫法第三十二条第六項に、信

（報告又は資料の提出）

第二百三十六条 内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。次項及び次条において同じ。）は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、金融機関（代理店を含む。）に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該金融機関の子会社（当該金融機関が銀行である場合には銀行法第二条第八項に、長期信用銀行である場合には長期信用銀行法第十三条の二第二項に、信用金庫又は信用金庫連合会である場合には信用金庫法第三十二条第六項に、信用協同組合又は信用協同組合連合会である場合には協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項に、労働金庫又は労働金庫連合会である場合には労働金庫法第二十四条第五項にそれぞれ規定する子会社（子会社とみなされる会社を含む。）をい

用協同組合又は信用協同組合連合会である場合には協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項に、労働金庫又は労働金庫連合会である場合には労働金庫法第三十四条第五項にそれぞれ規定する子会社（子会社とみなされる会社を含む。）をいう。次項及び次条において同じ。）又は当該金融機関等から業務の委託を受けた者に対し、当該金融機関等の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 金融機関等の子会社又は金融機関等から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

（立入検査）

第三百二十七条 内閣総理大臣は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に金融機関等（代理店を含む。）の営業所（信用金庫等にあつては、事務所）その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該金融機関等の子会社又は当該金融機関等から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該金融機関等に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

う。次項及び次条において同じ。）又は当該金融機関から業務の委託を受けた者に対し、当該金融機関の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 金融機関の子会社又は金融機関から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

（立入検査）

第三百二十七条 内閣総理大臣は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に金融機関（代理店を含む。）の営業所（信用金庫等にあつては、事務所）その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該金融機関の子会社又は当該金融機関から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該金融機関に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

<p>3・4 (略)</p> <p>5 前条第三項の規定は、第二項の規定による金融機関等の子会社又は金融機関等から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第百四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第六十四条の二第五項(第六十八条の二第五項(第六十九条第四項及び第百一条第七項において準用する場合を含む。)、第六十八条の三第五項(第六十九条第四項及び第百一条第七項において準用する場合を含む。)、第六十九条第四項及び第百一条第七項において準用する場合を含む。)、第百条又は第百八条第二項(第百八条の二第四項(第百八条の三第八項において準用する場合を含む。))及び第百八条の三第八項において準用する場合を含む。の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>二 (略)</p> <p>第百五十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした金融機関又は銀行持株会社等の取締役、執行役又は理事は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>5 前条第三項の規定は、第二項の規定による金融機関の子会社又は金融機関から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第百四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第六十四条の二第四項(第六十九条第四項及び第百一条第七項において準用する場合を含む。)、第百条又は第百八条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>二 (略)</p> <p>第百五十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした金融機関又は銀行持株会社等の取締役、執行役又は理事は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p>
---	--

<p>三 第六十八条の二第四項若しくは第六十八条の三第四項（これらの規定を第六十九条第四項及び第一百一条第七項において準用する場合を含む。）<u>、</u> 第一百八条の二第三項（第一百八条の三第八項において準用する場合を含む。）<u>、</u> 第一百八条の三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）<u>、</u> 第一百八条の三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）<u>、</u> 又は同条第七項の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をしたとき。</p> <p>四 第一百七条の三第二項又は第一百七条の四第二項の規定に違反して登記することを怠つたとき。</p> <p>五 第一百八条の二第一項（第一百八条の三第八項において準用する場合を含む。）<u>、</u> 第一百八条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）<u>、</u> 又は同条第五項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>2 4 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>2 4 (略)</p>
---	---

租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）

改正案	現行
<p>（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減） 第八十条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項（第一号に限る。）及び前項の規定は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二百一条第一項第一号に規定する第一号措置を行うべき旨の同法第百五条第四項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受け又は当該第一号措置に関する株式の取得であつて政令で定めるものが行われる場合において、銀行その他の政令で定める者が当該内閣総理大臣の決定の日から一年以内に当該株式の引受け又は当該株式の取得による資本の増加の登記を受けるときについて準用する。</p> <p>4（略）</p>	<p>（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減） 第八十条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項（第一号に限る。）及び前項の規定は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二百一条第一項第一号に規定する第一号措置を行うべき旨の同法第百五条第三項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受け又は当該第一号措置に関する株式の取得であつて政令で定めるものが行われる場合において、銀行その他の政令で定める者が当該内閣総理大臣の決定の日から一年以内に当該株式の引受け又は当該株式の取得による資本の増加の登記を受けるときについて準用する。</p> <p>4（略）</p>

改正案	現行
<p>（預金保険法の適用）</p> <p>第七十一条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号。以下「金融機能再生緊急措置法」という。）の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七条第一項中「銀行持株会社等に限る。」とあるのは「銀行持株会社等に限る。」（金融機能再生緊急措置法第五十三条第一項に規定する業務を行う場合にあつては、同項第一号に規定する金融機関等）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能再生緊急措置法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び金融機能再生緊急措置法第六十条に規定する業務を除く。）」と、同法第五十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能再生緊急措置法」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び金融機能再生緊急措置法第六十条に規定する業務」とする。</p>	<p>（預金保険法の適用）</p> <p>第七十一条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号。以下「金融機能再生緊急措置法」という。）の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七条第一項中「金融機関」とあるのは「金融機関（金融機能再生緊急措置法第五十三条第一項に規定する業務を行う場合にあつては、同項第二号に規定する金融機関等）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能再生緊急措置法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び金融機能再生緊急措置法第六十条に規定する業務を除く。）」と、同法第五十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能再生緊急措置法」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務及び金融機能再生緊急措置法第六十条に規定する業務」とする。</p>

改正案	現行
<p>（預金保険法の適用）</p> <p>第十九条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第二条第三項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号。以下「金融機能早期健全化緊急措置法」という。）と、「債権者」とあるのは「債権者（金融機能早期健全化緊急措置法の適用にあつては、貯金に係る債権者を含む。）と、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（金融機能早期健全化緊急措置法の規定による機構の業務に係るものを除く。）と、同法第三十七条第一項中「銀行持株会社等に限る。」とあるのは「銀行持株会社等に限る。」（金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能早期健全化緊急措置法第二条第一項に規定する金融機関等。次項において同じ。）と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能早期健全化緊急措置法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び金融機能早期健全化緊急措置法第十四条に規定する金融機能早期健全化業務を除く。）と、同法第百五十一条第一号中「この法律」</p>	<p>（預金保険法の適用）</p> <p>第十九条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第二条第三項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号。以下「金融機能早期健全化緊急措置法」という。）と、「債権者」とあるのは「債権者（金融機能早期健全化緊急措置法の適用にあつては、貯金に係る債権者を含む。）と、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（金融機能早期健全化緊急措置法の規定による機構の業務に係るものを除く。）と、同法第三十七条第一項中「金融機関」とあるのは「金融機関（金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能早期健全化緊急措置法第二条第一項に規定する金融機関等。次項において同じ。）と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能早期健全化緊急措置法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び金融機能早期健全化緊急措置法第十四条に規定する金融機能早期健全化業務を除く。）と、同法第百五十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能</p>

<p>とあるのは、「この法律又は金融機能早期健全化緊急措置法」と、「及び財務大臣」とあるのは、「、財務大臣、厚生労働大臣又は農林水産大臣」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは、「第三十四条に規定する業務及び金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務」とする。</p> <p>第二十三条 第四条第六項、第十条第三項又は第十一条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>早期健全化緊急措置法」と、「及び財務大臣」とあるのは、「、財務大臣、厚生労働大臣又は農林水産大臣」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは、「第三十四条に規定する業務及び金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務」とする。</p> <p>第二十三条 第四条第七項、第十条第三項又は第十一条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。</p>
--	---

改正案	現行
<p>（株式等の引受け等に係る申込み） 第三条（略）</p> <p>2 機構は、銀行持株会社等から平成二十年三月三十一日までに当該銀行持株会社等の子会社（金融機関等に限る。）の自己資本の充実にために行う株式の引受けに係る申込み（第十五条第二項並びに預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項及び第一百五条第二項の規定によるものを除く。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る株式の引受けを行うかどうかの決定を求めなければならない。</p> <p>（預金保険法の適用） 第五十四条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第 号。以下「金融機能強化法」という。）の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七条第一項中「銀行持株会社等に限る。」とあるのは「銀行持株会社等に限る。」（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等（金融機能強化法第二条</p>	<p>（株式等の引受け等に係る申込み） 第三条（略）</p> <p>2 機構は、銀行持株会社等から平成二十年三月三十一日までに当該銀行持株会社等の子会社（金融機関等に限る。）の自己資本の充実にために行う株式の引受けに係る申込み（第十五条第二項並びに預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項及び第一百五条第一項の規定によるものを除く。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る株式の引受けを行うかどうかの決定を求めなければならない。</p> <p>（預金保険法の適用） 第五十四条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第 号。以下「金融機能強化法」という。）の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七条第一項中「金融機関」とあるのは「金融機関（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等（金融機能強化法第二条第五項に規定する子会社等という。）」</p>

第五項に規定する子会社等をいう。)。次項において同じ。)(「と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中、「この法律」とあるのは、「この法律又は金融機能強化法」と、同法第五十一条第二項中「業務」(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。)(「とあるのは「業務」(第四十条の二第二号に掲げる業務及び金融機能強化法第四十二条に規定する金融機能強化業務を除く。)(「と、同法第三百二十六条第一項中、「この法律」とあるのは、「この法律又は金融機能強化法」と、「銀行持株会社等」とあるのは「銀行持株会社等」(金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等)等)同法第五項に規定する子会社等をいう。次項において同じ。)(「と、同法第二項中、「この法律」とあるのは、「この法律又は金融機能強化法」と、「銀行持株会社等」(「とあるのは「銀行持株会社等」(金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等。)(「と、同法第二百二十七条第一項中、「この法律」とあるのは、「この法律又は金融機能強化法」と、同法第二百五十一条第一号中、「この法律」とあるのは、「この法律又は金融機能強化法」と、同法第三号中、「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び金融機能強化法の規定による業務」とする。

)(。次項において同じ。)(「と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中、「この法律」とあるのは、「この法律又は金融機能強化法」と、同法第五十一条第二項中「業務」(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。)(「とあるのは「業務」(第四十条の二第二号に掲げる業務及び金融機能強化法第四十二条に規定する金融機能強化業務を除く。)(「と、同法第三百二十六条第一項中、「この法律」とあるのは、「この法律又は金融機能強化法」と、「金融機関」とあるのは「金融機関」(金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等)同法第五項に規定する子会社等をいう。)(。以下この条及び次条において同じ。)(「と、同法第二項及び同法第二百二十七条第一項中、「この法律」とあるのは、「この法律又は金融機能強化法」と、同法第二百五十一条第一号中、「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、同法第三号中、「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び金融機能強化法の規定による業務」とする。

旧金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第五号）

改正案	現行
<p>（預金保険法の適用）</p> <p>第三十六条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第二条第三項中「この法律」とあるのは、「この法律又は金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第五号。以下「金融機能安定化緊急措置法」という。）」と、「債権者」とあるのは、「債権者（金融機能安定化緊急措置法の適用にあつては、貯金に係る債権者を含む。）」と、同法第十条第二項中「前項の定款」とあるのは「機構の定款」と、同項第五号中「運営委員会」とあるのは「運営委員会及び金融機能安定化緊急措置法第十二条に規定する金融危機管理審査委員会」と、同法第十五条第五号中「委員会」が特に必要と認める事項」とあるのは「委員会が特に必要と認める事項（金融機能安定化緊急措置法の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七条第一項中「銀行持株会社等に限る。」とあるのは「銀行持株会社等に限る。」（金融機能安定化緊急措置法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能安定化緊急措置法第一条第一項に規定する金融機関等。次項において同じ。）と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能安定化緊急措置法」と、同法第五十一条第二項中「業務」とあるのは「業務</p>	<p>（預金保険法の適用）</p> <p>第三十六条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第二条第三項中「この法律」とあるのは、「この法律又は金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第五号。以下「金融機能安定化緊急措置法」という。）」と、「債権者」とあるのは、「債権者（金融機能安定化緊急措置法の適用にあつては、貯金に係る債権者を含む。）」と、同法第十条第二項中「前項の定款」とあるのは「機構の定款」と、同項第五号中「運営委員会」とあるのは「運営委員会及び金融機能安定化緊急措置法第十二条に規定する金融危機管理審査委員会」と、同法第十五条第五号中「委員会」が特に必要と認める事項」とあるのは「委員会が特に必要と認める事項（金融機能安定化緊急措置法の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十五条第一項中「以下同じ」とあるのは「第三十七条第一項を除き、以下同じ」と、同法第三十七条第一項中「金融機関」とあるのは「金融機関（金融機能安定化緊急措置法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能安定化緊急措置法第一条第一項に規定する金融機関等。次項において同じ。）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能安定化緊急措置法</p>

(金融機能安定化緊急措置法第三条第一項に規定する業務を除く。)」と、同法第百五十一条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は金融機能安定化緊急措置法」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは、「第三十四条に規定する業務及び金融機能安定化緊急措置法第三条第一項に規定する業務」と、同条第六号中「第四十三条」とあるのは、「第四十三条(金融機能安定化緊急措置法第三十条第五項において準用する場合を含む。)」と、「業務上の余裕金」とあるのは、「業務上の余裕金又は金融機能安定化緊急措置法第二十八条に規定する金融危機管理基金に属する現金」とする。

」と、同法第五十一条第二項中「業務」とあるのは、「業務(金融機能安定化緊急措置法第三条第一項に規定する業務を除く。)」と、同法第九十一条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は金融機能安定化緊急措置法」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは、「第三十四条に規定する業務及び金融機能安定化緊急措置法第三条第一項に規定する業務」と、同条第六号中「第四十三条」とあるのは、「第四十三条(金融機能安定化緊急措置法第三十条第五項において準用する場合を含む。)」と、「業務上の余裕金」とあるのは、「業務上の余裕金又は金融機能安定化緊急措置法第二十八条に規定する金融危機管理基金に属する現金」とする。